

○こうち人づくり広域連合個人情報保護条例

平成15年1月20日
条例第7号

改正 平成27年10月27日 条例第1号

改正 平成28年2月26日 条例第4号

(目的)

第1条 この条例は、個人に関する情報の適正な取扱いを確保するために必要な事項を定めるとともに、こうち人づくり広域連合（以下「広域連合」という。）の実施機関が保有する自己に関する個人情報の開示及び訂正を請求する権利を明らかにすることにより、個人の基本的人権の擁護を図り、公正で民主的な広域連合の事務を一層推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

2 この条例において「実施機関」とは、広域連合長、議会、選挙管理委員会及び監査委員をいう。

3 この条例において「保有個人情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政情報（こうち人づくり広域連合情報公開条例（平成15年条例第6号。以下「情報公開条例」という。）第2条第2項に規定する行政情報をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。

4 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

5 この条例において「情報提供等記録」とは、番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

6 この条例において「保有特定個人情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政情報に記録されているものに限る。

7 この条例において「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

8 この条例において「事業者」とは、法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の収集、保管及び利用をするときは、個人情報の保護に必要な措置を講ずるとともに、各種の施策を通じて個人情報の保護に努めなければならない。

2 広域連合長は、事業者において個人情報の保護が図られるよう、その意識啓発に努めなければならない。

(住民等の責務)

第4条 広域連合の区域内に住所を有する者（以下「住民」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、他人の個人情報をみだりに取り扱わないようにするとともに、自ら個人情報の保護を心掛けることにより、個人情報の保護に積極的な役割を果たすものとする。

2 この条例に基づく請求又は申出を行おうとする者は、この条例により保障された権利を正当に行使しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業の実施に当たって個人情報を取り扱うときは、個人情報に係る住民の基本的な人権を侵害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する広域連合の事務に協力しなければならない。

(個人情報の取扱いの一般的制限)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱うときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段によって行わなければならない。

2 実施機関は、基本的な人権の侵害につながるおそれのある次の各号に掲げる事項に関する個人情報を取り扱ってはならない。ただし、法令若しくは他の条例の規定に基づいて取り扱うとき、又は情報公開条例第19条に規定するうち人づくり広域連合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見をあらかじめ聴いたうえで、正当な事務の執行のために真にやむを得ないと認めて取り扱うときは、この限りでない。

(1) 思想、信条及び宗教に関する事項

(2) 人種及び民族に関する事項

(3) 犯罪に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、特に社会的差別の原因となる事項及び審査会の意見を聴いて実施機関が定める事項

(個人情報取扱事務の登録)

第7条 実施機関は、個人情報を取り扱う業務を行う場合は、当該業務に係る事務（以下「事務」という。）に関する次の各号に掲げる事項を個人情報取扱事務登録簿に登録しなければならない。ただし、個人情報の取扱いが定型化して行われるものでなく、かつ、継続して行われるものでもない場合は、当該登録を省略することができる。

(1) 事務の名称

(2) 事務の目的

(3) 個人情報の記録の対象者

(4) 個人情報の記録の内容

(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

- 2 実施機関は、前項の登録に係る事務を変更するとき又は廃止したときは、当該登録を修正し、若しくは抹消しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急かつやむを得ないときは、事務を開始し、又は変更した日以後において、第1項の規定による事務の登録又は前項の規定による登録の修正をすることができる。この場合において、実施機関は、速やかに当該事務の登録又は登録の修正をしなければならない。
- 4 実施機関は、個人情報取扱事務登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(収集の制限)

第8条 実施機関は、個人情報を収集するときは、収集の目的及び根拠を明確にし、個人情報の当該個人（以下「本人」という。）から直接収集しなければならない。

- 2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合においては、個人情報を本人以外のものから収集することができる。
 - (1) 本人以外のものからの収集について本人の同意があるとき
 - (2) 本人以外のものからの収集について法令又は他の条例に定めがあるとき
 - (3) 出版、報道その他これらに類する行為により公知性が生じた個人情報について、当該出版物及び報道等から収集するとき
 - (4) 住民の生命、健康、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、審査会の意見を聴いて、実施機関が特に必要があると認めるとき
 - (6) 次条第2項の規定により実施機関内の他の事務又は当該実施機関以外の広域連合の機関の個人情報を利用するとき
- 3 本人又はその代理人による法令等の規定に基づく申請、届出その他これらに類する行為に伴い当該本人若しくはその代理人又はその他の者の個人情報が収集されたときは、当該個人情報は、第1項又は前項第1号の規定により収集されたものとみなす。

(目的外利用の制限)

第9条 実施機関は、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）について、個人情報を取り扱う業務の目的の範囲を超える利用（実施機関以外のものに行う提供を除く。以下「目的外利用」という。）をしてはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、目的外利用をすることができる。
 - (1) 目的外利用について本人の同意があるとき。
 - (2) 目的外利用について法令又は他の条例に定めがあるとき。
 - (3) 住民の生命、健康、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が相当の理由があると認めるとき。
- 3 実施機関は、前項の規定により目的外利用をしたときは、実施機関が定める事項を記録しなければならない。
- 4 実施機関は、第2項第3号又は第4号の規定により目的外利用をしたときは、公示その他適切な方法によりその旨を周知させなければならない。ただし、審査会の意見を聴いた上で適当と認めるときは、この限りでない。

(保有特定個人情報の目的外利用の制限)

第9条の2 実施機関は、保有特定個人情報について、目的外利用をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産に対する危険を避けるために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）の目的外利用をすることができる。

3 前条第3項及び第4項の規定は、前項の規定により保有特定個人情報を目的外利用した場合に準用する。

(外部への提供の制限)

第10条 実施機関は、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を実施機関以外のものへの提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、外部提供をすることができる。ただし、当該外部提供をすることによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認めるときは、この限りでない。

(1) 外部提供について本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。

(2) 外部提供について法令等に定めがあるとき。

(3) 人の生命、健康、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、審査会の意見を聴いて、実施機関が特に必要と認めるとき。

3 実施機関は、前項の規定により外部提供をしたときは、実施機関が定める事項を記録しなければならない。

4 実施機関は、第2項第3号又は第4号の規定により外部提供したときは、公示その他適切な方法によりその旨を周知させなければならない。ただし、審査会の意見を聴いた上で適当と認めるときは、この限りでない。

(特定個人情報の提供の制限)

第10条の2 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

(オンライン結合による外部提供の制限)

第11条 実施機関は、オンライン結合（当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合し、当該実施機関の保有個人情報を当該実施機関以外の者が随時入手し得る状態にする方法をいう。次項において同じ。）による保有個人情報の外部提供を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、特に公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるとき。

2 実施機関は、前項第2号の規定によりオンライン結合による保有個人情報の外部提供を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない。その内容を変更しようとするときも同様とする。

3 前2項の規定は、特定個人情報を提供する場合は、適用しない。

(外部提供を受ける者に対する措置要求)

第11条の2 実施機関は、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を外部提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受けるものに対し、外部提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(適正管理)

第12条 実施機関は、保有個人情報の適正な管理及び安全確保を図るため、次の各号に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

(1) 保有個人情報は、正確かつ必要に応じて最新なものとする

(2) 保有個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損その他の事故を防止すること

2 実施機関は、保有の必要がなくなった保有個人情報については、速やかに廃棄しなければならない。

(職員等の義務)

第13条 実施機関の職員は、職務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委託に伴う措置)

第14条 実施機関は、個人情報に係る業務の処理を外部に委託しようとするときは、個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。

(受託者の責務)

第15条 実施機関から個人情報に係る業務の処理の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、受託した当該業務の処理に当たり、個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他個人情報の適正な維持管理について必要な措置を講じなければならない。

2 前項の受託者及び受託した当該業務の処理に従事している者又は従事していた者は、当該業務の処理に当たって知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(開示の請求権)

第16条 何人も、自己に関する保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）は、本人に代わって保有個人情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

(開示をしてはならない個人情報)

第17条 実施機関は、開示の請求に係る保有個人情報が記録されている文書等に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときは、当該保有個人情報の開示をしてはならない。ただし、当該情報が第2号から第6号までのいずれかに該当する場合において、当該保有個人情報の開示によらなければ、当該本人の権利利益を保護することができないと認められるときは、実施機関は、審査会の意見を聴いたうえで、当該保有個人情報の開示をすることができる。

(1) 法令等の規定により、明らかに開示することができない情報

(2) 第三者（前条第1項の開示請求をした者並びに同条第2項の未成年者及び成年被後

見人以外の者をいう。)の個人情報が含まれているもの(当該第三者の権利利益を侵害するおそれがないことが明らかなものを除く。)

(3) 前条第2項の規定に基づく開示請求であって、法定代理人に開示することが本人の利益を害すると認められる個人情報

(4) 法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

イ 違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある支障から人の生活を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

(5) 開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を生ずるおそれのある情報

(6) 国又は他の地方公共団体(以下「国等」という。)の機関が行う事務事業に関する個人情報であって、開示することより次のいずれかに該当するもの

ア 指導、診断、評価、選考等に関する情報であって、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるもの

イ 監査、検査、取締り、交渉、渉外、争訟その他事務事業若しくは将来の同種の事務事業の実施の目的が失われ、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるもの

ウ 機関内部又は機関相互間における審議、検討、協議、調査、研究等に関する意思決定が不当に阻害されるおそれがあると認められるもの

エ 法律又はこれに基づく政令の規定による主務大臣その他の国の機関が行う指示等により公表してはならない旨が明示されているもの、国等からの委託による調査等で、公表してはならない旨の条件が付されているもの等、広域連合と国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるもの

(保有個人情報の一部開示)

第18条 実施機関は、開示の請求に係る保有個人情報に、前条各号のいずれかに該当する情報(以下「不開示情報」という。)とそれ以外の情報がある場合において、不開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該開示の請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該不開示情報に係る部分以外を開示しなければならない。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第19条 開示の請求に対し、当該開示の請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示の請求を拒否することができる。

(開示の請求の手續)

第20条 開示の請求をしようとする者(以下「開示請求者」という。)は、当該開示の請求に係る保有個人情報が記録されている文書等を保有している実施機関に対して、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 開示請求者の氏名及び住所
- (2) 開示の請求に係る保有個人情報の内容
- (3) その他実施機関が定める事項

2 開示請求者は、当該開示請求者が当該開示の請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人（保有特定個人情報にあっては、法定代理人又は本人の委任による代理人）であることを確認するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、第1項に規定する請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（開示請求に対する決定等）

第21条 実施機関は、前条の規定による開示の請求があったときは、当該請求のあった日から起算して15日以内に、開示の可否の決定（以下「開示決定等」という。）をしなければならない。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項の開示決定等を行ったときは、その旨を直ちに書面により開示請求者に通知しなければならない。

3 実施機関は、保有個人情報の全部を開示しないことを決定したとき（第19条の規定により開示の請求を拒否するとき、及び開示の請求に係る保有個人情報が記録されている文書等の全部又は一部を保有していないときを含む。）又は保有個人情報の一部を開示しないこと（開示請求に係る保有個人情報の一部を保有していないときを含む。）を決定したときは、書面によりその理由を提示しなければならない。この場合において、当該理由の提示は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

4 前項の場合において、実施機関は、開示の請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示しないこととした理由がなくなる期日をあらかじめ明示できるときは、当該期日を前項の書面に付記しなければならない。

5 実施機関は、正当な理由により、第1項に規定する期間内に開示決定等ができない場合は、同項の規定にかかわらず、当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、当該延長の理由及び開示決定等ができる時期を書面により開示請求者に通知しなければならない。

（開示の方法）

第22条 実施機関は、前条第1項の規定に基づき開示の決定をしたときは、速やかに、次の各号に掲げる個人情報の区分ごとに、当該各号に定める方法により開示をしなければならない。

- (1) 文書、図画、写真及びフィルムに記録されている個人情報 当該文書、図画、写真及びフィルムの閲覧、視聴又は写しの交付
- (2) 録音・録画テープに記録されている個人情報 当該録音・録画テープの視聴、聴取又は写しの交付
- (3) 電子計算機処理に使用される磁気テープ又は磁気ディスク等に記録された個人情報

当該磁気テープ、磁気ディスク等から通常の方法により印字装置を用いて出力されたものの閲覧又は写しの交付

(4) その他の物に記録されている保有個人情報 前3号の方法に準じた方法

2 実施機関は、開示の請求に係る保有個人情報が記録された文書等を直接開示することにより、当該文書等を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他相当の理由があるときは、前項の規定にかかわらず、当該文書等の写しにより開示することができる。

3 保有個人情報の開示を受ける者は、当該開示を受ける者が当該開示に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人（保有特定個人情報にあっては、法定代理人又は本人の委任による代理人）であることを確認するために必要な書類で実施機関が定めるものを提示しなければならない。

（訂正の請求権者）

第24条 何人も、自己に関する保有個人情報について事実には誤りがあると認めるときは、その訂正の請求（以下「訂正の請求」という。）をすることができる。

2 第16条第2項の規定は、訂正の請求について準用する。

（訂正の請求の手續）

第25条 訂正の請求をしようとする者は、当該訂正の請求に係る保有個人情報が記録されている文書等を保有している実施機関に対して、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

(1) 訂正の請求をしようとする者の氏名及び住所

(2) 訂正の請求に係る保有個人情報の内容

(3) 訂正を求める箇所及び訂正の内容

(4) その他実施機関が定める事項

2 訂正の請求をしようとする者は、当該訂正の内容が事実と合致することを証明する書類を提出し、又は提示しなければならない。

3 第20条第2項及び第3項の規定は、訂正の請求について準用する。

（訂正の決定及び通知）

第26条 実施機関は、前条の規定による請求があったときは、当該訂正の請求があった日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、訂正の可否を決定しなければならない。ただし、前条第3項において準用する第20条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、訂正をする旨の決定を行ったときは、当該訂正の請求に係る保有個人情報の訂正をした上、当該訂正の請求者に訂正の内容及びその理由を直ちに書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、訂正をしない旨の決定をしたときは、当該訂正の請求者にその旨及びその理由を直ちに書面により通知しなければならない。

4 実施機関は、正当な理由により、第1項に規定する期間内に同項の決定ができない場合は、同項の規定にかかわらず、当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、当該延長の理由及び決定できる時期を書面により当該訂正の請求者に通知しなければならない。

（利用停止請求権）

第26条の2 何人も、自己を本人とする保有個人情報（情報提供等記録を除く。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める保有個人情報の利用の停止、消去又は外部提供の停止（以下「利用停止」という。）を請求することができる。

(1) 第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第8条第1項及び第2項の規定に違反して収集されたものであるとき、第9条第1項及び第2項並びに第9条の2第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルという。）に記録されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第10条第1項及び第2項、第10条の2又は第11条の規定に違反して外部提供されているとき 当該保有個人情報の外部提供の停止

2 第16条第2項の規定は、前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）について準用する。

（利用停止請求の手続）

第26条の3 利用停止請求をしようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

(1) 利用停止請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 第20条第2項及び第3項の規定は、利用停止請求について準用する。

（保有個人情報の利用停止義務）

第26条の4 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用の目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する決定等）

第26条の5 実施機関は、利用停止請求があったときは、当該利用停止請求があった日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をする旨又は利用停止をしない旨の決定（以下「利用停止決定等」という。）をしなければならない。ただし、第26条の3第2項において準用する第20条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項の規定により利用停止をする旨の決定をしたときは、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をした上、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、利用停止の内容及びその理由を速やかに書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により利用停止をしない旨の決定をしたときは、利用停止請求者に対し、その旨及びその理由を速やかに書面により通知しなければならない。

4 実施機関は、正当な理由により、第1項に規定する期間内に利用停止決定等ができない場合は、同項の規定にかかわらず、当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、当該延長の理由及び利用停止決定等ができる時期を書面により通知しなければならない。

(費用負担)

第27条 この条例の規定に基づき保有個人情報の写しの交付を受ける者は、当該保有個人情報の写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。ただし、実施機関は、特別の理由があると認めた場合は、当該費用の負担を免除することができる。

2 保有個人情報の記録の閲覧、視聴及び聴取に要する費用並びに訂正の請求に係る費用は無料とする。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第28条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査会への諮問等)

第29条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があった場合は、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が明らかに不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る訂正請求の全部を訂正することとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る利用停止請求の全部を利用停止することとする場合

2 前項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この節において同じ。)

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

3 第1項の諮問に対する答申を受けた実施機関は、当該答申を尊重し、速やかに裁決をしなければならない。

(適正処理の申出)

第30条 何人も、実施機関が行う自己に関する保有個人情報の取扱いが不適正であると認めるときは、当該保有個人情報の取扱いの適正な処理(事実の誤りの訂正を除く。以下この条において同じ。)を申し出ることができる。

- 2 第16条第2項の規定は、前項の適正な処理の申出（以下この条において「適正処理の申出」という。）について準用する。
- 3 適正処理の申出をしようとする者（以下この条において「申出者」という。）は、当該適正処理の申出に係る保有個人情報の取扱いを行っている実施機関に対して、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を提出しなければならない。
 - (1) 申出者の氏名及び住所
 - (2) 不適正であると認める保有個人情報の取扱い
 - (3) 求める適正処理の内容
 - (4) その他実施機関が定める事項
- 4 第20条第2項の規定は、適正処理の申出について準用する。
- 5 実施機関は、適正処理の申出を受けたときは、遅滞なく、当該適正処理の申出に係る保有個人情報の取扱いについて必要な調査を行い、審査会の意見を聴いた上で、当該適正処理の申出に対する処理を行い、その内容を申出者に書面で通知しなければならない。
- 6 実施機関は、申出者の同意があるときは、審査会の意見を聴かずに、前項の規定による通知を行うことができる。この場合において、通知を行った後、遅滞なく、審査会に処理の経過を報告しなければならない。
- 7 実施機関は、第5項の処理の内容が審査会の意見と異なるときは、通知を行った後、遅滞なく、審査会に処理の経過を報告しなければならない。
- 8 審査会は、第5項の規定により実施機関から諮問を受けた適正処理の申出に係る審議のため必要と認めるときは、申出者又は関係実施機関の職員その他関係人に対し、出席を求めて意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（他の制度等との調整）

第31条 この条例は、法令等の規定により、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）の開示又は保有個人情報の訂正その他これらに類する手続きが定められている場合については、適用しない。ただし、保有個人情報に係る本人からの開示請求については、情報公開条例は適用せず、この条例によるものとする。

（苦情又は相談の処理）

第32条 広域連合長は、保有個人情報の取扱いに関する苦情又は相談があったときは、迅速かつ適切に処理するよう努めなければならない。

（運用状況の公表）

第33条 実施機関は、毎年1回、この条例の運用の状況を公表するものとし、その公表は、広域連合事務所前の掲示場に掲示して行う。

（委任）

第34条 この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後のこうち人づくり広域連合個人情報保護条例の規定は平成27年10月5日から適用する。ただし、第2条の次に6項を加える改正規定（同条第5項に係る部分に限る。）並びに第9条の次に1条を加える改正規

定及び第26条の次に4条を加える改正規定（情報提供等記録に係る部分に限る。）は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に定める日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のこうち人づくり広域連合個人情報保護条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた改正後の条例第21条第1項に規定する開示決定等（以下「開示決定等」という。）、改正後の条例第26条第3項に規定する訂正決定等（以下「訂正決定等」という。）、改正後の条例第26条の5第3項に規定する利用停止決定等（以下「利用停止決定等」という。）又は改正後の条例第20条第1項に規定する開示請求（以下「開示請求」という。）、改正後の条例第25条第1項に規定する訂正請求（以下「訂正請求」という。）若しくは改正後の条例第26条の3第1項に規定する利用停止請求（以下「利用停止請求」という。）に係る不作為に係る審査請求について適用し、施行日前にされた開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。